

平成25年度  
工事番号 25-K106-10

県単河川改良工事(自然防止債)

特記仕様書

平成25年9月

鹿角地域振興局建設部

# 特記仕様書

第1編 共通編  
第1章 総則

項目(節)	条件	内 容
1 共通仕様書の適用		本工事の適用にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（平成25年4月以降適用）」に基づき実施しなければならない
2 主任技術者又は監理技術者の専任 ・予定価格2,500万円以上、又は法面工事、鋼構造物塗装工事が専任あり	●	ない
	●	ある
3 低入札工事における品質管理の強化 ○低入札価格調査制度を適用 ・予定価格(税込み)4,000万円以上又は総合評価落札方式を適用した場合	●	ない
	●	ある
4 電子納品の登録 ※電子納品運用ガイドライン(案)等の運用(H24.2.8)	●	ない
	●	ある
5 ワンデーレスポンス対象工事	●	ない
	●	ある
6 工事施工調整会議(三者協議)	●	ない
	●	ある
7 施工調査の対象工事	●	ない
	●	ある
8 施工手段等の指定(契約指定事項)	●	ない
	●	ある

登録対象①	重要構造物を有する工事。 ※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。
登録対象②	工事において、構造計算・安定計算を行うもの。(例 委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事において図面を作成したもの)
登録対象③	工事において、詳細設計を行うもの。(例 橋梁上部工詳細設計)
登録対象④	その他、将来の維持管理上、発注者が成果登録を必要と判断するもの。(例 トンネル、地下道の設備系資料)

9 検査・品質管理関係																		
(1) 中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準(H21.7)	●	ない	・中間検査なし															
		ある	・本工事は中間検査の対象工事とする。 なお、中間検査の実施段階は次によるものとする。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">中間検査実施段階</th> <th rowspan="2">実施回数</th> </tr> <tr> <th>工種</th> <th>実施段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	中間検査実施段階		実施回数	工種	実施段階										
中間検査実施段階		実施回数																
工種	実施段階																	
(2) 段階確認 (追加がある場合)	●	ない	・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）															
		ある	・土木工事共通仕様書 第1編 共通編1-1-26の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目											
種別	細別	確認時期	確認項目															
(3) 重点監督対象工事 (低入札工事除く)	●	ない	・対象なし															
		ある	・本工事は段階確認の頻度を増やす重点監督の対象工事とする。															
			<p>【H20.4.1秋田県請負工事監督事務処理要領建設交通部運用：重点監督】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td>例 標準歩掛のない新技術・新工法を用いた工種</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>施工条件が厳しい工事（工事内容によっては、対象工種部分のみ）</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td>例 軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>第三者に対する影響のある工事</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td>例 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>対象工種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	イ	主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)	対象工種	例 標準歩掛のない新技術・新工法を用いた工種	ロ	施工条件が厳しい工事（工事内容によっては、対象工種部分のみ）	対象工種	例 軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等	ハ	第三者に対する影響のある工事	対象工種	例 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事	ニ	その他	対象工種
イ	主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)																	
対象工種	例 標準歩掛のない新技術・新工法を用いた工種																	
ロ	施工条件が厳しい工事（工事内容によっては、対象工種部分のみ）																	
対象工種	例 軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等																	
ハ	第三者に対する影響のある工事																	
対象工種	例 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事																	
ニ	その他																	
対象工種																		
(4) 規格値 (新たに定める場合)	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）															
		ある	・本工事に用いる規格値は、土木工事共通仕様書施工管理基準による他、下記によるものとする。															
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来形管理</li> <li>・品質管理</li> </ul>															
(5) 品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格2億円以上	●	ない	・対象なし															
		ある	・本工事は品質証明（社内検査）制度対象工事とする。															

第2章 材料

項目(節)	条件	内容																											
1 指定材料の確認	● ない	・指定材料なし																											
	ある	・秋田県土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第2章 材料 第2節6項により指定された材料に、次の材料を追加するものとする。																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認材料名	摘要																								
区分	確認材料名	摘要																											
2 再生資材の使用	● ない	・使用なし																											
	ある	・①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>規格</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②使用する再生クラッシャーラン(RC-40)の粒度範囲は、舗装再生便覧の「再生クラッシャーランの望ましい粒度」の規格に適合するものとする。(RC-40を使用する場合に適用)</p> <p>③受注者は、再生クラッシャーランの粒度について確認できる試験結果又は品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>④本工事における再生砕石使用にあたっての調査対象プラントは、秋田管内の再生資源化施設とする。ただし、管内以外の施設の調査及び使用を制限するものではない。</p>	材料名	規格	使用箇所	備考																							
材料名	規格	使用箇所	備考																										
3 購入土の品質	● ない	・品質指定なし(各工種の施工に適合するもの)																											
	ある	・本工事に使用する購入土は、CBR〇〇以上とし工事に使用する前に試験結果又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。																											
4 建設発生土の有効利用	ない	・他工事から搬入なし																											
	● ある	・本工事で使用する盛土材は、次の工事の建設発生土を利用するものとする。																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>路線名・場所</th> <th>利用量</th> <th>搬入時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県単河川等環境維持修繕工事(河川等整備)</td> <td>根市川</td> <td>1313.1</td> <td>H25.12月頃</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	路線名・場所	利用量	搬入時期	県単河川等環境維持修繕工事(河川等整備)	根市川	1313.1	H25.12月頃																			
工事名	路線名・場所	利用量	搬入時期																										
県単河川等環境維持修繕工事(河川等整備)	根市川	1313.1	H25.12月頃																										
5 レディミキストコンクリートの使用	ない	・使用なし																											
	● ある	・下記工種のコンクリートは、レディミキストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>呼び強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>スランプ cm</th> <th>粗骨材の 最大寸法 mm</th> <th>最小セメント 使用量 kg/m<sup>3</sup></th> <th>最大 水セメント比 %</th> <th>セメントの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隔壁コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(高炉セメントB種の使用)</p> <p>※1. コンクリート打設が寒冷期(11/1~3/31)になる場合は、原則として使用しないこととする。</p> <p>※2. 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合には、協議により設計変更することが出来るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合</li> <li>・著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合</li> <li>・災害復旧等、緊急を要する工事</li> <li>・その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合</li> </ul>	工種	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m <sup>3</sup>	最大 水セメント比 %	セメントの種類	隔壁コンクリート	18	8	40	-	60	普通ポルトランドセメント													
工種	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m <sup>3</sup>	最大 水セメント比 %	セメントの種類																							
隔壁コンクリート	18	8	40	-	60	普通ポルトランドセメント																							
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	● ない	・該当なし																											
	ある	・コンクリート構造物特記仕様書(H23.4.1以降適用)に基づき品質管理を実施しなければならない。																											
		<p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁</li> <li>・内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類</li> <li>・橋梁上・下部工</li> <li>・トンネル</li> <li>・高さ3m以上の堰、水門、樋門</li> </ul>																											

7 セメントコンクリート製品の指定材料		ない	・指定なし									
	●	ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>型式</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結ブロック</td> <td>緑化I形</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は選定ブロックの承諾を受けるとき、施工展開図、構造図(法留基礎及び天端工断面含む)を承認図として提出することとする。また、法線カーブ等により変更が生じた場合は変更承認図を提出するものとする。</li> <li>・本工事の法覆工に使用する連結ブロックは、設計流速4.0m/sを満たすものを使用するものとし、品名については、監督職員の承諾を得るものとする。</li> </ul>	工種	型式	摘要	連結ブロック	緑化I形				
	工種	型式	摘要									
連結ブロック	緑化I形											
8 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品の使用	●	ない	・使用なし									
		ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当工事において使用する歩車道境界ブロック及びコンクリートU型側溝については、秋田県認定リサイクル製品(溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品)を使用すること。なお、やむを得ず認定製品を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。</li> </ul>									
9 県産材(間伐材)を利用した工事名標示板		ない	・使用なし(災害復旧工事)									
	●	ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。</li> </ul>									

平成25年度  
工事番号 25-K106-10

県単河川改良工事(自然防止債)

現場説明書(条件明示)

平成25年9月

鹿角地域振興局建設部

## 現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編  
第1章 総則

項 目 (節)	内 容
1 積算基準	<p>(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>(2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。</p> <p>①土木工事標準積算基準書〔共通編〕(平成24年10月1日以降適用)秋田県建設部 ②土木工事標準積算基準書〔河川編〕(平成24年10月1日以降適用)秋田県建設部 ③土木工事標準積算基準書〔道路編〕(平成24年10月1日以降適用)秋田県建設部 ④土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(平成24年10月1日以降適用)秋田県建設部 ⑤建設機械等損料算定表(平成24年10月1日以降適用)秋田県建設部</p>

第2編 現場説明事項  
第1章 条件明示

1 工程関係														
(1) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし											
		ある	<p>・ 次の工事の施工に伴い本工事の工程が影響を受けますので、施工時期等の調整を実施してください。なお、調整の結果、作業工程等に変更が生じた場合は、別途協議します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">工事番号 工事名</th> <th style="width: 35%;">工事内容</th> <th style="width: 40%;">影響を受ける時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事番号 工事名	工事内容	影響を受ける時期								
工事番号 工事名	工事内容	影響を受ける時期												
(2) 施工時期、時間及び施工方法の制限	●	ない	・制限なし											
		ある	<p>・ 本工事の作業時期及び時間帯等は、下表に示すとおりです。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、施工時期、作業時間帯等に変更が生じた場合は別途協議します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 45%;">工種又は種別・細別</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">時間帯</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">期 間</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">施 工 方 法</th> </tr> <tr> <th style="width: 7.5%;">作業開始</th> <th style="width: 7.5%;">作業終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工種又は種別・細別	時間帯		期 間	施 工 方 法	作業開始	作業終了				
工種又は種別・細別	時間帯		期 間		施 工 方 法									
	作業開始	作業終了												
(3) 関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし											
		ある	<p>・ 関係機関等との協議状況は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">関係機関</th> <th style="width: 35%;">協議内容</th> <th style="width: 35%;">協議成立見込時期 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	協議内容	協議成立見込時期 (予定)								
関係機関	協議内容	協議成立見込時期 (予定)												
(4) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない	・条件なし											
		ある	<p>・ 関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">影響事項</th> <th style="width: 35%;">協議結果</th> <th style="width: 35%;">施 工 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	影響事項	協議結果	施 工 条 件 等								
影響事項	協議結果	施 工 条 件 等												

2 用地関係												
(1) 工事用地等の制限	●	ない	・制限なし									
		ある	・工事用地等の未処理による制限は次のとおりです。									
			<table border="1"> <tr> <td>未処理箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理見込時期</td> <td></td> </tr> </table>	未処理箇所		処理見込時期						
未処理箇所												
処理見込時期												
(2) 官有地(民有地)の使用	●	ない	・使用なし									
		ある	・									
			<table border="1"> <tr> <td>使用用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場所・範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧方法等</td> <td></td> </tr> </table>	使用用途		場所・範囲		時期・期間		使用条件		復旧方法等
使用用途												
場所・範囲												
時期・期間												
使用条件												
復旧方法等												
3 公害関係												
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	●	ない	・制限なし									
		ある	・本工事において公害防止のため、下記について制限します。なお、これにより難い場合は別途協議します。									
			<table border="1"> <tr> <td>工種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低騒音型建設機械</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業時間</td> <td></td> </tr> </table>	工種		低騒音型建設機械		作業時間				
工種												
低騒音型建設機械												
作業時間												
(2) 事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし									
		ある	・本工事の施工にあたり、下記について事前・事後調査を実施(予定)しています。									
			<table border="1"> <tr> <td>調査事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事前・事後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査範囲</td> <td></td> </tr> </table> <p>※施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により調査及び対策の必要が生じた場合は別途協議します。</p>	調査事項		事前・事後		調査時期		調査方法		調査範囲
調査事項												
事前・事後												
調査時期												
調査方法												
調査範囲												
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	<p>1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。</p> <p>2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条)</p> <p>3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。</p>											

4 安全対策関係																																				
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導員の計上】	●	ない	・計上なし																																	
		ある	・																																	
5 工事用道路関係																																				
(2) 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし																																	
		ある	・本工事における仮設道路の仕様は次のとおりです。																																	
			<table border="1"> <tr> <td>仮設道路の延長・幅員等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全施設内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事終了後の措置</td> <td></td> </tr> </table>	仮設道路の延長・幅員等		設置条件		安全施設内容		工事終了後の措置																										
仮設道路の延長・幅員等																																				
設置条件																																				
安全施設内容																																				
工事終了後の措置																																				
6 仮設備関係																																				
(1) 仮設備の指定	●	ない	・指定なし（任意仮設）																																	
			<table border="1"> <tr> <td>仮設物 条件等</td> <td>大型土のう、水替工 大型土のうは2回転用することとして計上しているが、これにより 難しい場合は別途協議します。</td> </tr> </table>	仮設物 条件等	大型土のう、水替工 大型土のうは2回転用することとして計上しているが、これにより 難しい場合は別途協議します。																															
	仮設物 条件等	大型土のう、水替工 大型土のうは2回転用することとして計上しているが、これにより 難しい場合は別途協議します。																																		
	ある	・本工事における仮設備の構造・施工方法の指定は 別添の契約指定事項書（様式-1）のとおりです。																																		
(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし																																	
		ある	・本工事における仮設備の引渡・引継は次のとおりです。																																	
			<table border="1"> <tr> <td>仮設物 取扱 条件等</td> <td></td> </tr> </table>	仮設物 取扱 条件等																																
仮設物 取扱 条件等																																				
7 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																				
(1) 建設リサイクル法の対象工事		ない	・適用なし																																	
	●	ある	<p>【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事</p> <p>①特定建設資材を 使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象</p> <p>※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート</p> <p>②請負額が500万円以上(税込み)の工事</p> <p>・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。</p> <p>①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構 造</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付 属品</td> <td>本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ( )</td> <td>その他の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。(流木・伐採木も含む) ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。</p> <p>②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>抜根処分量については、上流工区での発生量を基に算出しておりますが、これによりがたい場合は別途協議します。</p>	工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	④本体構 造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	⑤本体付 属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	⑥その他 ( )	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離								
	工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	作業内容	分別解体等の方法																																	
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																		
②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																		
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																		
④本体構 造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																		
⑤本体付 属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																		
⑥その他 ( )	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																		
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																	
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)	●	ない	・現場外搬出し																																	
		ある	・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。																																	
			<table border="1"> <tr> <td>① 搬入資材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 搬入場所、運搬距離</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 搬入可能時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 仮置き等</td> <td></td> </tr> </table>	① 搬入資材		② 搬入場所、運搬距離		③ 搬入可能時間		④ 仮置き等																										
① 搬入資材																																				
② 搬入場所、運搬距離																																				
③ 搬入可能時間																																				
④ 仮置き等																																				

8 施工方法		
(1) 一般施工 (見積もり条件)	工種 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用除雪として、機械除雪L=0.21km W=3.0m、人力除雪1244m<sup>3</sup>を計上しています。</li> <li>・ 現場状況が相違する場合や新たに発生した事項については別途協議します。</li> <li>・ 本工事における特殊養生工（練炭養生）の対象は、隔壁コンクリートです。</li> </ul>